

# 沖縄公庫の組織概要

## ●「沖縄振興開発金融公庫法」に基づき、沖縄における政策金融を一元的・総合的に行うことを目的に設立

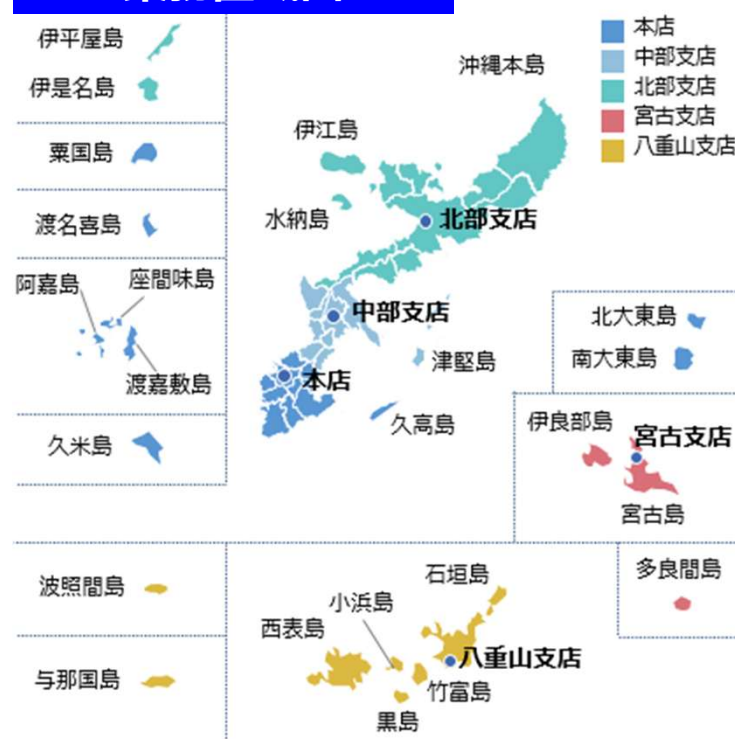
### ➤ 目的（公庫法第1条）

沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。

## ● 琉球開発金融公社（米国民政府により設立）、大衆金融公庫（琉球政府により設立）及び琉球政府の5特別会計の業務、資産、職員等を承継

|       |                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 設立年月日 | 昭和47年5月15日（沖縄の本土復帰と同日）                                             |
| 資本金   | 1,565億円（令和8年3月末現在）<br>[一般会計出資金1,220億円、<br>産業投資出資金129億円、承継出資金216億円] |
| 店舗    | 本店、東京本部、4支店（本島内2店、離島2店）                                            |
| 職員数   | 220人（令和8年度予算定員）                                                    |
| 出融資残高 | 9,719億円（令和8年3月末現在）※速報値                                             |

### 業務区域図



## 新事業創出促進出資制度の目的及び概要

- 目 的 : 沖縄における新たな事業の創出の促進
- 根 拠 : 沖縄振興特別措置法第68条（沖縄公庫の業務の特例）
- 創 設 : 平成14年度
- 特 徴 : 沖縄公庫の独自制度、区分経理、主務大臣認可不要

### 【制度の概要】

|         |                                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 出資の基準   | ○沖縄における新事業の創出を促進するものであり、産業振興に寄与するもの<br>○配当の支払いを可能とする利益の発生が見込まれること |
| 出資対象の要件 | 沖縄において<br>○新たな事業を行う者<br>○既に別事業を行っており、新たな事業分野を開拓する者                |
| 出資の限度額  | 新事業に必要な資本の額の50%以内                                                 |
| 出資の方法   | 株式取得の方法等による                                                       |